



2023年9月26日

各 位

会 社 名 株式会社 東芝
東京都港区芝浦1-1-1
代表者名 代表執行役社長 CEO 島田 太郎
(コード番号: 6502 東、名)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長
中西 章
Tel 03-3457-2095

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、2023年11月下旬に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）招集のための基準日設定について、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2023年10月12日（木曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使できる株主といたします。

- (1) 基準日 2023年10月12日（木曜日）
- (2) 公告日 2023年9月27日（水曜日）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）

<https://www.global.toshiba/content/dam/toshiba/jp/ir/corporate/stock/epub/pdf/tepub20230926.pdf>

2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

当社が2023年8月7日に公表した「TBJH 合同会社による当社株式に対する公開買付けの開始に係る意見表明に関するお知らせ」においてお知らせしましたとおり、TBJH 合同会社（以下「公開買付者」といいます。）が2023年8月8日から実施しておりました当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付けの結果、公開買

付者が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の90%以上を保有するに
いたらなかったため、当社は、公開買付者からの要請により、本臨時株主総会を招集し、
本臨時株主総会において、会社法第180条に基づき当社株式の併合（以下「本株式併合」
とといいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを
廃止する旨の定款の一部変更を行うこと等の議案を付議する予定です。

なお、本臨時株主総会の開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、
決定次第、改めてお知らせします。

以 上